

第 10 回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 3 年 10 月 26 日（火） 午後 13 時 55 分～午後 15 時 10 分

2 開催場所 大月市民会館 4 階会議室

3 出席委員

1 番	米山 義一	2 番	西村 恒男	3 番	山崎 公江	4 番	小宮 広督
5 番	須藤 時夫	6 番	佐藤 孝義	7 番	山田 政文	8 番	鈴木 明雄
9 番	原 泉	10 番	安藤 睦美	11 番	平山 正幸	12 番	清水 秀幸
13 番	矢頭 恵造	14 番	久嶋 昇				

4 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し
意見を求める件

議案第 25 号 非農地証明交付に対し承認を求める件

議案第 26 号 農地等の利用調整活動の推進についての申し合わせ決議

日程第 3 報告第 7 号 転用確認証明交付に関する報告

報告第 8 号 非農地通知書の発出に関する報告

日程第 4 その他

5 農業委員会事務局職員

主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 定刻前ですが皆様おそろいようですので、開会したいと思います。互
礼を行います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

ただいまより、令和 3 年第 10 回農業委員会総会を開催いたします。

会長挨拶。米山会長よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは、10月も後半に入りまして、朝晩めっきりと寒くなりました。

この時期、秋の農作物の収穫もほぼ終わった事と思います。

また、委員の皆様には9月・10月と大変お忙しい中、農地利用状況調査をお願いして、大変だった事と思います。

本日提出した人もいますが、全員の方に提出頂いた事と思います。本当にご苦労様でした。

そんな中、実は10月5日、毎年県内の方で行われています、県農業会議での行事の中の、農地の転用に伴う現地調査が今年度は峡東地域の笛吹市の案件と、私たちの近くの富士東部地域の西桂町の案件を基に2件現地調査が実施されました。

私も県の審議委員の一人として参加出席させて頂きました。その中で西桂町の案件は、農地を転用するのですが、農地28筆約12000平方メートルの用地を取得して、西桂の豊富な地下水を利用したのNECの子会社で有ります陸上養殖株式会社が水産物のサーモン、回転ずしの上に乗せる魚のサーモンだそうです。

サーモンを稚魚から50cm位に大きく育てて加工する養殖事業を展開する計画との事有ります。

主に中央道のスマートインターチェンジが西桂町に出来たので、そこからも便が良いので年500トンの生産量と10億円近い生産額を見込んでの事業との事有ります。

これに伴い地域住民の雇用に加え養殖した魚の国際品化を進めたり、住民に養殖場を見学したり、公園を作ったりと色々予定しているそうです。

すでに工事がこのあいだ調査した時に、この案件は前月かその前の月に西桂町で出された案件ですが、すでに承認されていまして工事が進んでいました。

計画では来年の夏頃には育てたサーモンを初出荷する予定との事有ります。

ここからも近いので完成すれば、私達も見学が可能な様なので楽しみにしたいと思います。

さて本日の案件につきましては、農地法第 5 条案件の申請が 3 件と、農地証明の交付の申請が 1 件となっております。

これら案件に対して許可相当かどうか、本会議がスムーズに進行されますよう、お願い申し上げ挨拶とさせていただきます。

事務局 続きます、開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は全員出席です、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言いたします。

事務局 続きます、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願いいたします。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いいたします。議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

日程第 1 議事録署名委員の指名

議長 議事録署名委員の指名を行います。

6 番、佐藤孝義委員、7 番、山田政文委員を指名いたします。

日程第 2 議案第 24 号

議長 議事に入ります。議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対し、許可を求める件を上程します。申請番号 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、申請番号 1 について説明いたします。

3 ページの地図と 4 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、地目は畑で面積は○○
m²です。

譲渡人は○○○○、譲受人は○○○○です。

場所は、○○○○○の北側、○○○○○○○○○○の北側の道を○○の方に暫く行った所の道沿いに有ります。

目的は、駐車場です。譲受人の○○○○は、申請地の 5・6m ほど北に

〇〇〇円です。それからその話が一緒に進行しているのですが、隣の〇〇〇〇〇〇、これは面積が〇〇〇m²有ります。坪にして〇〇〇〇坪、坪単価が〇〇〇円こういう事であります。

議長 よろしいでしょうか。他に何かご質問が有りましたらお願いします。
質疑が無いようですから、採決致します。

只今の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、許可相当と決定いたします。

議長 次に申請番号 2 について、事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号 2 について説明いたします。

5 ページの地図と 6 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 1 筆です、地目は畑で面積は併せて〇〇m²です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇沿い〇〇〇の北側 100m 程の所に有ります。

目的は、資材置場及び駐車場です。譲受人の〇〇〇〇は、市内で〇〇〇〇〇〇を営んでおり、市内にも建設用機器の置場を持っております。この〇〇〇〇をずーと下った〇〇の辺でしょうか、その辺にも大きな建設用機器の置場が有るのでございますけども、事業拡大に伴い既存の駐車場が手狭になり、新たに建築用重機の置場を求める計画です。

こちらでは、2t ユニット 1 台・ミニバックホー 6 台などを置く計画です。

2 トン車と一寸大きなユンボ、重機それを 6 台ほど置くと言う計画です。その他鉄板などの資材を置きたいと言う事です。

今現状は、国道から見た方が左側です〇〇〇〇〇〇の写真です。それからそちらから入って〇〇〇〇〇〇がもう一筆ですけど横長の土地ですけど、今は一寸綺麗に葱が植わった所ですけど、それが終わったらそこに建築用の重機を置きたいと言う計画で有ります。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 次に担当委員の説明ですけど、私が担当委員で加えて説明をさせていただきます。

したいと言う申請が出ております。

先程から山田委員の方から質問が出ておりますので先に申し上げておきます。

土地自体は一応〇万円と言う事で、全部で〇万円、鉄骨を組むなど工事するのに〇〇〇万ほど一応予定していると言う事です。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の矢頭恵造委員をお願いします。

矢頭委員 15日の日に事務局及び会長と共に現地を見て参りました。

今、事務局の方で説明したとおりであります、8ページの写真のとおり立派な庭になっているのですね、これを壊すのはもったいない感じがするんですけど、実情はそういう場所です、造成して駐車場にすると言う様な計画のようであります。

買って頂く方は地元と言うか〇〇の方になるのではないですかね、何かもっといいところが有るのではないかと思ったんですけど、取りあえずはこういう事で駐車場にしたいと言う事で申請が出ておりますので、農地としてはすでに当然もう農地らしくなる事は無くなっておりますので、使って頂ければ有り難いじゃないかと言うふうに思いますけど、何か質問等有りましたらしながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 只今、事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問ご意見がありましたら挙手の上お願いします。

原 委員 8ページの写真を見ると、道路とこの今の駐車場になる土地に段差が有る様に思ふのですが、駐車場にするのに段差をどうするのか。

事 務 局 先程一寸触れましたけど、一寸足りなかったかもしれないです。

鉄骨を組んで平らにして、車は鉄板の上に置くような形を考えています。

原 委員 じゃあそんなに置けないですね。

事 務 局 そうですね、これ平らにしても3・4台と言うところではないでしょうか。

原 委員 それだけのためにこれだけお金を出してくれる。

事 務 局 土地代自体が、〇〇さんですか、この方もこちらの方でなくて処分した

真に有るとおりの状況でとても農地と言うような状況にはならないと思います。

位置的には〇〇〇〇〇〇が北に有って、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇がこの辺にございます。

地名的にはここは〇〇の〇〇とか〇〇とそういったところでございます。

そんなような事で何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 只今、事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問ご意見がありましたら挙手の上お願いします。

質疑が無いようですから、採決致します。

只今の説明について許可相当かどうか、賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、許可相当と決定いたします。

議案第 26 号

議長 議案第 26 号、農地等の利用調整活動の推進について、申し合わせ決議を上程いたします。

この件について、事務局に説明を求めます。

事務局 これは申請と言うか山梨県の農業会議の方から依頼と言う事で来ている内容です。

趣旨と言うか内容を申し上げます。山梨県農業会議では 11 月から翌年 2 月までを毎年農地等の利用調整活動強化月間とし、農地利用の最適化を進めようと言う事で進めております。

具体的には、農地に関する相談や農業経営者の意向調査、それから貸出可能農地のデータベース化と言う所に繋げて行きたいと言う訳なのですが、その件について、皆さんで取り組んで行こうと言う申し合わせ決議の依頼が来ております。一寸読み上げますので皆さまご賛同頂けるかと言う事でご審議頂ければと思います。

それでは、読み上げます。

農地等利用の最適化に向けた農地等の利用調整活動の推進について。

平成 28 年 4 月に施行された改正農業委員会等に関する法律により、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須事務となり、農業委員会の重要な業務として位置付けられている。

このような中で、とりわけ農業委員・農地利用最適化推進委員による、農家、農業法人及び新規参入希望者等の意向を踏まえた、農地等の利用調整活動の推進が重要となっている。

そこで、本農業委員会では別紙の令和 3 年度農地等の利用の最適化に向けた利用調整活動推進要領に基づき、引き続き、地域における農地等の利用調整活動を強力に推進することを申し合わせ決議する。

と言う事で本日皆さんに、これからも進めて頑張って行きましょうと言う事を皆さんで申し合わせて頂ければと言う事で、そういう内容で有りますのでよろしく願いいたします。

議 長

只今事務局より説明が有りました。何か皆さんからご意見ご質問等有りましたらお願いします。

原 委員

この案と言う事で、これは序文で良いのですが、もう少しこれに実施する時の具体的な事を、何処を如何するのかと言う事が書かれていないと一寸これだけでは対応をどうするのかと言う事が良く分かりづらいのですが。

事 務 局

ここでは、具体的な活動については、用意していないのですが、向こうから来ているのは、皆さんで進めましょうと言う事なのですが、私の方では何時も皆さんの方に情報提供等をお願いしております。

利用調整活動とはなんぞやと言う所が中々あれなのですが、貸出可能農地の情報を集めたいと、貸出可能農地について、幾つか地域で調べてほしいと言う事は私の方では前もお願いして、データベース化と言うか貸出可能な農地を一覧できるようなものを今一寸考えておきまして、この間も利用状況調査の折に、何かあったら情報下さいとお願いしてあるのですが、それを一寸進めたいと言うふうには私の方では今思っています。

これはあくまでも農業会議の方なので、各市町村の農業委員会でどういうふうに進めていくかという事は、またこれはこちらで考えていかな

ければいけない問題だとは思いますが、取りあえず今日の処は頑張
って行きましょうと言う申し合わせ決議なので、こういう方向で進める
事にご賛同頂けるかと言う事でご理解頂いて、具体的にどんなことを進
めて行くかについては、私今考えているのはデータベース化と言うそれ
の推進なのですが、それはまた皆さんのご意見を伺いながら、推進委員
の方も含めた形での話し合いをまたしたいと言うふうに思っております。

今日の所はこんなところで申し訳ありません。

議 長

原委員よろしいでしょうか。

原 委員

はい。

議 長

次に山田委員お願いします。

山田委員

確認なのですが、聞き損なったかもしれないですが、これは毎年やっ
ていたのですか。

これは各農業委員会が同じような内容で行事的にやっているのかそれ
を確認したい。

事 務 局

本来毎年やるべき処だったのですが、私の方でもあまり重く受け止
めておらず、特にここで図ったりして無くて、農業会議からくる資料を皆
様の方にお配りするような形でおわっていたのですが、今年特にその
辺をしっかりとやりたいと言う事で、ここで申し合わせ決議と言う形で
出させて頂きました。

この文書については、向こうの方から来ている文書なので他の市町村
も同じ内容で、11月から2月を強化月間として、農地の利用を進めて行
きましようと言う事を皆さんで申し合わせてくれと言う、そういう依頼
でここに出させてもらいました。

山田委員

これらが農業委員会で申し合わせしましたと言う事で、横並びでやり
ましようと言う事は分かりました。

あとは農業新聞で前々回ですか、今回の土地利用調査にあたって市内の
業者さんが開発したシステムを使ってやっていると言うのは顔写真付き
で出ていました。私もそれを写真に撮ってフェイスブックで載せていま
すけど、画期的な取り組みだと言う事で全国農業新聞に取り上げられた
と言う事で、それは素晴らしい事だなと云うふうに思います。

議長 他に何かございますか。

平山委員 要は令和3年度令和3年度農地等の利用の最適化に向けた利用調整活動推進要領、これに基づくこの要領が有ればそれが分かるので、要領を次回にでも貰えればと思います。

議長 他にございませんか。ご意見が無いようですのでここで採決をいたします。

ただ今の説明について、賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、決議したと決定いたします。

日程第3 報告第7号

議長 続きまして、日程第3、報告第7号について事務局に説明を求めます。
事務局 それでは13ページになりますけど、この一ヶ月間の転用確認の発行は2件ありました。

いずれも8月に追認と言う形で4条の申請がされて許可を受けたところ。ここで現地を確認して証明を出しております。

一件は、○○○○○○○○○○○○○○○○、宅地の拡張と言う事で、○○○
○さんに出しております。

もう一件は○○○○○○○○○○○○○○○○、やはりこれも宅地の拡張と言う
事で○○○○に出しております。

つい最近の物ですけど、追認を認めてそのまま転用確認を出しております。

以上です。

議長 只今の報告に対して、質疑はございますか。

無いようですので、承認いただけたものといたします。

報告第8号

議長 続きまして、報告第8号について事務局に説明を求めます。

事務局 報告と言う事で非農地通知書の発送です。

山林化した荒廃農地に対して非農地通知書を出しております、徐々に西の方から進めておりまして、今年は大月地区にとりあえず出していきたいと思っております。

そこに挙げた、全部で 88 筆、38165 m²およそ 3.8ha に非農地通知を出したいと言うふうに思っております。

なお、非農地判断には B 分類の土地になるのですが、地図が有る所、地図の無い処も沢山有るのですが、地図が有ると言う事と植林された山林でないこと、それから周囲の状況から山林として扱って良いと言う事で確認して出しております。

以上ですが、よろしくお願ひします。

議 長 只今の報告に対して、質疑はございますか。

はい、山田委員。

山田委員 知識が不足しているので教えて下さい。非農地通知を当事者に渡すとして、登記簿上の地目がまだ畑になっていますが、自動的に山林に変わるのでしょうか。

事務局 非農地通知書と言うのはあくまでも現状を見て山林の所に出しているのですが、これを出して法務局にまず報告して、それから県の農務にも報告して、あと市の税務課の固定資産税担当にも報告します。

固定資産の担当の方では、農地を山林と言う事で、課税は山林に変わるかと思ひます。

現況が山林に変わると思ひます。ただ法務局の方では、自分で法務局に行って地目変更登記の申請をしないと自動では変わりません。

それについての案内も付けて発送をする予定ですが、地目変更は所有者でないと変えられないので、自分でそこに行って、業者でもできるのですがそこに行って地目変更の手続きをして貰わないと変えられないと言う事です。

地目変更だけでしたら無料で出来ますので、そんなに難しい書類では無いのですが、申請書と非農地通知書を付けて法務局に行けば地目を変える事は出来ます。

山田委員 地目変更は自分でしなければいけないと言う事だと思ひます。もう一点ですが、農地、田畑ですけれど現況が雑種地課税になっている所もあるようです。

これは今すでに山林の形状をおそらくしている所だと思ひますが、こ

の場合、税の方を確認して出したいのですが、更地あるいは雑種地の課税
なっている可能性も有ると思うのですが、その場合はどうなのですかね。

事務局 雑種地と言う事は中々無いと思うのですが、税務課の方とは併せて
はいないです。

こちらの方は、あくまでこれを出す事で農地台帳から削って良いと言
う事なので、地目変更を本人がしなくても、農地台帳からは削って行く。

大月市にも 30000 筆ほどの土地が有って山林化している所が沢山ある
ので少しでも削って行って整理していく意味も有りまして、これを出し
た所につきましては農地台帳から削ると、固定資産税担当の方では課税
をこれに合わせてもらうと言う事で、後は個人でそれぞれ地目変更を個
人でやって貰う、そういう形でこの処理を進める形になるかと思えます。

議長 よろしいでしょうか、他に何かございますか。

原委員からお願いします。

原委員 一寸お聞きします。これ報告第 8 号の内訳の方々には何時頃までに通
知が行きますか。

事務局 明日までに発送をしたいと思っております。

議長 それでは矢頭委員お願いします

矢頭委員 自分が見なかったのか一寸分からないのですが、この非農地通知発送一
覧と言うのを初めてみたのですが、今まで初狩・笹子をやっていますね、
その時もお出ししてあったのですかね。

事務局 真木の時には出した記憶が有ります。これは事務局判断で出して下さ
いと言うところなので、一覧まで出していなかったのですが、判断自体
は皆さんがやって頂く利用状況調査で過去 B 分類と言う事を出されてい
る所で、皆さんの方から一応出されているので、どこへ出すかと言うのは
事務局判断でどンドン出して下さいと言われていたので、筆の一覧まで
は一寸出していなかったですけど、前回から一寸皆さんに知って貰おう
と言う事で一覧を出すようにしております。

矢頭委員 今後も出しますか。

事務局 そのつもりでいます。

矢頭委員 分かりました。

議 長 他に何かございますか。
無いようですので、承認頂けたと致します。

程第 4 その他

議 長 日程第 4、その他を議題といたします。委員の皆様から何かございますか。

平山委員

平山委員 先日の山日新聞に、全国農地ナビの公開のデータが、出来てからずっと更新されてない所が全国で 4 割近くあると言う。補助金を使って問題だろうと言うような経緯が載っていました。大月市は公開の状況はどんな状況ですか。

事 務 局 農地情報の公開、こちらでは他に使っていないので、全部公開してあるはずなのですが、それでいっているかと思えますけど、農地ナビまでは全部確認してないですけど、更新は毎回新たに入力から何かからしているので更新はされていると思えますけど。

平山委員 見てみますと、2017 年は結構更新されていない部分が、多分農業委員・推進委員が調査して、その年度調査した部分については更新されているのではないかと思うのですが、そこは確認してないんですけど、結構実際の農地から調査対象として外れている土地が結構ありますよね、その分はデータの更新がしてなくてそのままなのです。

結果は依然全く変わらない状況でも年度の更新だけはして行かないと誤解を招く恐れが有りますのでそこをしっかりとされた方が良いかと思えます。

平山委員 わかりました。もう一回一寸見てみます。

議 長 他に何か。

原委員お願いします。

原 委員 一寸質問が有ります。全国農業新聞を取り始めてから目は通しているつもりなのですが、農業者年金と言うのが記事を埋めているのですね、年代的に一寸古くなるらしいのですが、この問題は一寸色んな悪質な事があり色々して問題が長編化した事が有ったようですが、農業者年金については、農協さんの絡みも有る様なのですが、大月市で今農業者年金

は何人くらい加入していて、実際払われている金額がどれくらいなのかもし分かればデータをお聞きしたいのですが。

事務局

農業者年金は、悪質と言う事は無いと思うのですが、一回破綻した事が有ったと言う事だと思います。今は違う形で国の支援も有りながら行っているで今はちゃんとした組織になっていると思いますので。

農業者年金は国中の笛吹市の方だと 200 人とかその位の受給者がいるみたいですが、大月市では今は亡くなった方もいるので、今 7 名が受給しています。

保険料を払っている人は今 0 です。20 歳から 60 歳まで加入できるのですが、今加入してお金を払っている人は 0 で、65 歳から貰えるのですが貰っている人は 7 名。

原 委員

20 年掛けなければ貰えないの。

事務局

1 年でも掛けていればその分に応じたものが貰えるのですが、推進推進と向こうに行く度に結構言われるのでけど、国民年金の 1 号受給者、専業農家でないと加入出来ないのですね、60 歳迄で勤めている人は加入できない。要は兼業でやっている人は、殆どこれに加入する事は出来ないと言う事で、大月市で中々それに合う人がいないかなと言う事なのです。

ですので、新たに増える予定は今の所なしで、今貰っているは結構年配の方も居られまして、その方々が今 7 名ですが貰っていると言う状況です。

色々大変な事が有って、掛け金も最低 2 万円なので、毎月 2 万円専業でも掛け金をするのは大変だと言う事で、それに見合っただけ貰えるのですが、中々そういう大変な事が有ったりして、今大月市では新たな加入者はいないと言う状況です。

以上ですが、解る範囲ですが。

矢頭委員

たまたま自分が専業農家だったもので、農業者年金に入ろうと思って、農協の方に相談に行った事が有るのですが、さっきの話の中で破綻した時期が有ったと言う事ですが、そんな事かなんか知りませんが何かあまりいい返事がなかったのですよ。

それじゃあそのままでもいいやとほっといて、その後国民年金基金の

案内が来たので、それに加入しようと思ったら専業農家の方は農業者年金に入ってください、そちらに変えてくださいと言う言葉があったのですよ、女房だけはそちらに入ったのですが、自分は結局、農業者年金は入れず国民年金だけなのなのですが、そういう事が有るので、今の話の中で別にこれ参考の話で聞いて貰いたいけれど、実際、国民年金基金とかそういうものにも農業者は入れないと言う事は確かなようですので、一応参考までに。

- 議 長 他に何かございますか。
事務局からございますか。
- 事 務 局 (諸連絡)
- 議 長 以上で本日の日程はすべて終了致しました。
議事進行にご協力ありがとうございました。
最後に職務代理に閉会をお願い致します。
- 職務代理 慎重審議ありがとうございました。これを持ちまして令和3年第10回大月市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和3年10月26日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

令和3年

第10回大月市農業委員会総会議事録

大月市農業委員会